

安全保障理事会決議 2116 (2013)

2013年9月18日、安全保障理事会第7033回会合にて採択

安全保障理事会は、

リベリアおよび準地域の事態に関する安保理諸決議並びに議長諸声明、とりわけ安保理諸決議 1509 (2003)、1836 (2008)、1885 (2009)、1938 (2010)、1971 (2011) 2008 (2011) および 2066 (2012)、マリの事態に関する決議 2100 (2013) 並びにコートジボワールにおける事態に関する決議 2112 (2013) を想起し、

2013年2月28日の事務総長報告書 (S/2013/124) および 2013年8月12日の事務総長報告書 (S/2013/479) を歓迎しまたそこに含まれる勧告に留意し、

リベリアにおける平和、安全および安定を回復することに向けた全般的な進展を歓迎し、包括的和平合意の10周年に当たり、平和および民主的な過程と制度を策定すること並びに重要な改革努力を始めることに向けたリベリアの国民と政府の持続している誓約を賞賛しそして同準地域における安全上の、特にギニア、シエラレオネおよびコートジボワールの諸政府との、協力を強化する同政府の継続した取組を更に賞賛し、

リベリアおよび準地域における永続的な安定は、治安および法の支配部門を含む、十分に機能し、責任ある、そして持続可能な政府制度を要求していることを認識し、

リベリア政府に対し、更なる国民和解と経済回復に対するその努力を加速すること、および汚職と闘うことと効率性と良い統治を、とりわけリベリアの天然資源を効果的に管理するために政府の透明性と責任を強化し続けることにより、促進することを奨励し、リベリアの天然資源についての紛争の潜在性および土地所有権に関する紛争に懸念をもって留意しそして汚職に関する問題が政府制度の安定と有効性を損なう恐れがあることに留意し、

憲法再検討委員会に対してリベリア政府により提供された延長を認識し、包括的な、全てを含んだ

憲政再検討過程並びに国家人権行動計画の策定および国民和解行程表の実施を期待し、人権に関する独立国家委員会を強化する取組を促しそして全てのリベリアの利害関係者に対し、より大きな社会的団結に向けた気運を強めることを求め、

治安部門改革（SSR）、法の支配および国民和解に対する平和構築委員会（PBC）の貢献を歓迎し、国際連合平和構築基金の支援を得て最初の正義および安全ハブのバンガにおける設立を更に歓迎しそしてリベリア政府に対し、同国全土に安全および他の必要なサービスの提供を拡大するための更なるハブの策定に、同政府が優先順位をつけた学んだ教訓を適用することを促し、

リベリア東部のコートジボワール難民に対してリベリア政府と国民の双方が提供した継続的援助に安保理の感謝の念を表明しそしてコートジボワールへの彼らの自発的帰還に向けた進展に留意し、

2012年12月の国家ビジョン2030の始動を歓迎しそして同国が直面している長期の政治的、経済的および社会的課題に対処する幅広い、参加型プロセスをそれが提供することを期待し、

リベリア国家警察（LNP）、移民帰化局およびリベリア国軍により合同で実施されたコートジボワールとのリベリア国境に関する希望回復作戦の有効性に留意し、西部コートジボワールにおける不安定が、リベリアとコートジボワールに国境を越えた安全上の課題を与え続けていることを認識し、

リベリアにおける平和と安定を維持することに対する継続的且つ重要な貢献に対する、事務総長特別代表（SRSG）の指導力の下での、国際連合リベリア・ミッション（UNMIL）の活動を賞賛し、またUNMILと国際連合コートジボワール活動（UNOCI）の協力が増加していることに満足しつつ留意し、不安定により安定に与えられる脅威、とりわけ薬物や武器の取引のような違法活動を含む、越境組織犯罪により与えられている脅威に、懸念をもって留意し、そしてこれに関連して、文民の保護のための包括的戦略のUNMILによる策定を歓迎しそしてUNMILの人権促進、保護および監視活動を実行するUNMIL内の適切な人権能力および専門知識を確保する取組を奨励し、

リベリア政府が、治安部門を改革する主要な責任を負っていることを確認し、また同政府に対し、UNMILの支援を得て、司法部門の改革と再構築において実質的な進展を示すことを奨励し、

安保理決議 2066 (2012) に従った、UNMIL の軍事部門の縮小の第一段階を立案し、管理しそして実行するリベリア政府と UNMIL の間の協力およびその著しい努力を賞賛し、明け渡された場所を運用しまた維持する治安要員と資源を展開する継続した経費の資金を調達することに依然として疑念をもたれていることに懸念をもって留意し、同政府に対し、UNMIL から国の当局への安全に関する責任、とりわけ決定的な格差に優先事項を与えることと財源を確保することおよび LNP と移民帰化局並びに司法部門の能力を改善することに関するもの、の移管についての進展を達成することに向けたリベリア政府の取組を強化することを促しそして同政府に対し、同国の治安部隊により使用されまた輸入された武器および関連物資を登録しまた追跡するためのその努力を倍加することを更に促し、

暴力的な犯罪に伴う継続した問題を含む、あらゆる部門を通じて残っている重大な課題、とりわけ性的およびジェンダーに基づく暴力、特に子どもに関係したものの高い割合、を認識し、女性、平和および安全に関する安保理諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1960 (2010) そして 2106 (2013) を想起し、また文民、とりわけ女性と子ども、の権利を促進し且つ保護するため UNMIL と調整したリベリア政府による更新された取組を歓迎し、これに関連して、UN-ウィメンの COMMIT イニシアティブに署名する同政府を認識しそして安全保障理事会により負託されたミッションにおける適切なジェンダーの専門知識と訓練の重要性を再確認し、

UNMIL を含む、あらゆる平和維持活動を緊密な再検討の下に置き続ける事務総長の取組を歓迎しまた平和維持活動の展開に対する厳格な、戦略的対処方法を追求する安全保障理事会の必要性をくり返し表明し、

西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)、アフリカ連合 (AU)、マノ川同盟 (MRU)、国際連合西アフリカ事務所 (UNOWA) を含む国際社会に対し、リベリアおよび同地域の平和、安全および安定を強化するためのその継続的支援について、感謝の意を表明しそして MRU 地域のための準地域的戦略を策定する過程を開始する、西アフリカ特別代表、ECOWAS 委員会の議長および MRU の事務局長が共同で議長を務めた、2013 年 6 月 29 日のハイ・レベル会合に留意し、

リベリアの情勢は、当該地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていると認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. UNMIL の職務権限は、2014 年 9 月 30 日まで延長されるものとすることを決定する。

2. リベリア政府が、安全およびその国民の保護に対する主要な且つ究極の責任を負っていることを強調しまた同政府に対し、十分な財政的資源と他の支援の時宜を得た提供を通したものを含む、治安機関の効果的且つ迅速な展開に優先順位を付けることを促す。

3. UNMIL の主要な任務は、リベリアにおける平和と安定を強固にしました文民を保護するため同政府を支援し続けることであること、また UNMIL は、既存の要員を管理する LNP の能力を強化することにより LNP に対する安全に関する責任の完全な移行を成功して達成するための、安全に関する責任を再開する彼等の用意を促進する訓練計画を改善するための、そして適切な場合には、リベリア政府、国の警察の指導力および資金提供者を含むあらゆる協力者との取組を調整するための、政府の取組をまた支援するものとするという安保理の決定を再確認する。

4. 活動地区の条件に従ってまた一致して、2015 年 7 月までに約 3,750 名の UNMIL の軍事兵力を残して、2012 年月から 2015 年 7 月までの間の三段階で 4 歩兵大隊と関連支援まで UNMIL の軍事兵力を削減するという事務総長の勧告についての、安保理決議 2066 (2012) における、安保理の支持を想起し、そしてその問題で、2013 年 10 月から 2014 年 9 月の間に 1,129 名まで軍事部門を削減する第二段階を実施することを事務総長に承認する。

5. 10 の編成された警察部隊を含む、1,795 名の UNMIL 警察部隊の現在承認された部隊を維持することを決定する。

6. UNMIL の将来の再構成は、現場の状況の展開を基礎にまた UNMIL の安全保障の役割を次第に引き継ぐことを目的とした、持続可能な且つ効果的な治安部隊の設立を通して並びに司法部門の改革により、住民を効果的に保護するリベリア政府の能力の改善度に基づいて決定されるべきことを強調する。

7. リベリア政府と UNMIL に対し、移行立案過程における進展を加速することおよび人権と和解の促進、国境全体の治安上の課題の評価、民主制度の強化および同国全土の国家権力と役務の拡大を含

めるため、任務に優先順位を付けることによるものを含む、移行の成功を促進するため決定的な格差を特定し且つ対処することを奨励し、事務総長に対し、UNMIL と国際連合国別現地チーム（UNCT）の比較優位を特定することに焦点を絞った分析を実施することおよびその見解について彼の最終報告書において安保理に報告することを要請しそして 2014 年 10 月の上院議員選挙の結論の直後、2015 年 7 月までの現在の再構成が完了した後 UNMIL の将来の移行のための詳細な選択肢と予定を含む、治安の移行に焦点を絞った、技術評価使節団を 2015 年末までにリベリアに展開することおよびその見解について遅くとも 2015 年 3 月までに安全保障理事会に報告することを事務総長に要請する安保理の意図を表明する。

8. 事務総長に対し、UNMIL が、性的やジェンダーに基づく暴力の実行者の責任を問うための制度を含む、持続可能な法の支配、正義、統治および SSR 計画の履行を加速するため、政府の能力、とりわけ LNP の能力を増加することを目的に監視することを強化するため、この移行段階に対して適切な専門的スキルと経験を持つ必須の資格のある専門的顧問を有することを確保することを要請する。

9. 長期の安定が、リベリア政府に対し、全てのリベリア人の信頼を構築するため自律した、能力ある、そして正当な権限のある治安部門を策定しまた維持することを要求することを強調し、そしてこれに関連して、UNMIL に対し、その職務権限に一致して、適切な内部調整を行い続けることまた、リベリア政府の要請に基づいて、治安部門と法の支配の改革に対するその支援を強化しつつ、国民和解、憲政改革および地方分権を含む、特定された優先事項を先に進めることにおいて、リベリアの国民と政府を支援することを求めそしてリベリア政府に対し、人権に対する尊重、専門性およびその治安部門の効果的な監視と説明責任を強化しそして一層の国民和解に対するその取組を強めることを奨励する。

10. リベリアにおける女性と少女が、性的およびジェンダーに基づく暴力の高い発生率に直面し続けていることに安保理の懸念を表明し、性的暴力、とりわけ子どもに対するもの、およびジェンダーに基づく暴力と闘い続けまた、UNMIL と調整して、そのような犯罪の実行者に対する刑事責任の免除と闘い続けそして一般への情報キャンペーンを通してまたこの分野における国家警察の能力を強化しまた性的暴力に関する既存の国の法律についての意識を向上することを続けることにより、被害者に対する賠償、支援および保護を提供するというリベリア政府への安保理の求めをくり返し表明し、リベリア政府に対し、性的およびジェンダーに基づく暴力に関する国家行動計画の履行に資金を供給することおよび女性と少女の司法へのアクセスを改善することによるものを含む、これに関連したその誓約を補強

することを奨励する。

11. UNMIL に対し、その既存の資源内で、その職務権限と活動についての認識向上と理解のため一般住民との定期的な相互交流を確保し続けることを奨励する。

12. UNMIL からの支援を得た、その既存の能力の範囲内での、リベリア政府、UNCT および国際的な協力機関に対し、紛争予防、紛争解決および紛争後の統治組織における意思決定役割を含む平和構築並びに広範囲な改革努力における女性の参加を、支援し続けることを求める。

13. UNOCI および UNMIL 並びに二つの国際連合国別現地チームの支援を得たものを含む、コートジボワールとリベリアの政府に対し、監視、情報共有および協調行動の実施を増やすことを含む、とりわけ国境地区に関するその協力関係、そして国境の両側の外国人武装部隊の武装解除と帰還また難民の安全且つ尊厳をもった自発的帰還を特に支援する共有した国境戦略を策定しまた実行することにおける協力関係を一層強化することを求める。

14. 安保理決議 1609 (2005) および 2100 (2013) に規定された、そこに概略された条件に一致した、ミッション間の協力取極を再確認し、また UNOCI と UNMIL のあらゆる部門を含む、コートジボワールとリベリアの国際連合に対し、各々の職務権限、能力および展開区域の範囲内で、コートジボワールとリベリアの当局の支援を得て、共有した、戦略的見通しと計画の策定を含む、国境地区の安定のためのミッション間の協力を強めることを求める。

15. コートジボワールとリベリアの国境に沿ってまたまたがって両国で使用されることとなる、3機の武装ヘリコプターの、UNMIL から UNOCI への移転および4台の装甲要員輸送車の移転に留意しそして UNMIL と UNOCI の小型化に従ったミッション間の取極の重要性を確認する

16. 援助団体のコミュニティに対し、リベリア政府および関連する国際連合機関並びに適切な場合には、他の人道支援関係者を、まだリベリアにいるコートジボワール難民へのその対応において、支援し続けることを求める。

17. 平和維持活動、平和構築活動および紛争後の状況への効果的な対応を達成するための開発の間

の一貫性およびそれらの統合の必要性を強調し、事務総長に対し、UNCT や国際的な協力機関と協力して、PBC と調整しまた協働し続けることを要請し、リベリア全土の司法および治安サービスへの改善された利用に貢献するため、司法および治安の拠点を十分に活動させるために不可欠な十分な職員配置を伴った学んだ教訓を考慮しつつ、これらの拠点の時宜を得た完成を求め、また PBC に対し、リベリア政府との緊密な協議の後に、PBC が SSR、法の支配および国民和解に関する進展を加速できる方法についてのその任務とその勧告の調査結果について報告することを続けることを奨励する。

18. 作戦上の軍事概念と交戦規則が定期的に更新されまたこの決議の規定に十分に一致していることの重要性を強調し、また事務総長に対し、それらについて安全保障理事会および部隊提供諸国に報告することを要請する。

19. UNMIL、UNCT および国際的な協力機関と調整して、リベリア政府が、十分に且つ独立して活動する国内の治安と法の支配の機関を策定することを続けることの重要性を更に強調し、そしてこの目的のために治安と司法の開発計画および国家人権行動計画の策定と実施に関する加速された調整された進展を奨励し、そして司法および治安部門を改革する政府の取組を支援するため、二国間および多数国間の協力機関からのものを含む、効果的且つ効率的な支援管理を更に奨励する。

20. ECOWAS と MRU に対し、UNOWA の支援を得て、また適切な場合には UNOCI と UNMIL の援助を得て、武装集団および武器の国境を越えた移動並びに違法取引の脅威に、対処する準地域的戦略を、策定することを奨励し、そして事務総長に対し、そのような準地域的戦略の策定に向けた進展について定期的な最新情報を提供することを要請する。

21. 事務総長に対し、UNMIL が、その再構成、移行の達成条件を成就することに向けた進展そして上記第 3、7、8、9 項の優先的な要素を含めて、リベリア政府との移行計画の工夫を続ける場合、現場での状況および UNMIL と UNOCI との間のミッション間の協力取極について定期的に通知し続けることまたこの決議の履行について、遅くとも 2014 年 2 月 28 日までに中間報告書をそして遅くとも 2014 年 8 月 15 日までに最終報告書を安保理に提供することを要請する。

22. この問題に引き続き取り組むことを決定する。